

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可申請の概要 (山城北保健所)	603
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 ()	605
○救急病院である旨の告示 (医療課)	606
○京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示 (林業振興課)	〃
○道路の区域変更 (中丹東土木事務所)	611
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	〃
○令和 8 年の二級建築士試験及び木造建築士試験の変更 (建築指導課)	612

公 安 委 員 会	
○一般競争入札の実施	612
選挙管理委員会	
○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	614
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	615
監 査 委 員	
○監査の結果の公表	〃

告 示

京都府告示第446号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったが、その概要は次の1のとおりである。

なお、同条第4項の規定により、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 4 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 申請の概要

(1) 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 日本ジフィー食品株式会社
住 所 大阪府中央区久太郎町二丁目 4 番31号 クラボウ本社ビル 4 階
代表者 代表取締役 野尻 正輝

(2) 工場の名称及び所在地

名 称 日本ジフィー食品株式会社宇治工場
所在地 宇治市大久保町田原 1 番地

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第 1 第 2 号ハに掲げる 畜産食料品製造業の用に供する湯

煮施設、第 3 号ホに掲げる水産食料品製造業の用に供する湯煮施設及び第 4 号ニに掲げる野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する湯煮施設 1 基

イ 能力

1, 200キログラム／時

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

着手予定年月日 法第 5 条第 1 項の許可のあった日

完成予定年月日 着手の日から 7 日経過した日

使用開始予定年月日 完成の日

エ 使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間

8 時 30 分から 17 時までのうち 5 時間

オ 使用の季節的変動

なし

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の 1 日当たりの通常値及び最大値

別表 1 のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表 2 のとおり

イ 設置年月日

別表 2 のとおり

ウ 使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間

終日

エ 使用の季節変動

なし

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の 1 日当たりの通常値及び最大値

別表 3 のとおり

(5) その他参考となるべき事項

特定施設から排出する汚水は、標準活性汚泥処理施設で処理後、下水放流される。

2 縦覧等の期間及び場所

(1) 期間

令和 8 年 9 月 4 日から令和 8 年 9 月 25 日まで

(2) 場所

関係書類を京都府山城北保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。

なお、宇治市役所においてその書類を閲覧することができる。

別表 1

区 分	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値						汚水等 の 量
	p H	B O D	C O D	浮 遊 物質質量	窒 素	りん 磷	
通 常	5～7.5	mg/L 2,000	mg/L 50	mg/L 40	mg/L 40	mg/L 10	m ³ /日 1.2
最 大	5～8	4,000	100	100	80	16	1.5

別表 2

種 類	標準活性汚泥処理施設
構 造	鉄筋コンクリート
能 力	600 m ³ /日
処 理 の 方 法	好気性硝化処理法
設 置 年 月 日	昭和58年11月15日

別表 3

項 目 区 分			汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値							汚水等 の 量
			p H	B O D	C O D	浮 遊 物質質量	油 分	窒 素	りん 磷	
標準活性 汚泥処理 施設	通 常	処理前	6.2	mg/L 1,900	mg/L 850	mg/L 1,030	mg/L 100	mg/L 46	mg/L 5.3	m ³ /日 204
		処理後	6.3	5.0	4.5	25	1	16.5	4.5	204
	最 大	処理前	7.2	2,400	1,200	5,400	880	160	18	308
		処理後	7.0	44	9.9	140	23	61	11	308



京都府告示第447号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和 8 年 9 月 4 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

告示番号	指定した区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称	講じられた汚染の除去等の措置
令和 4 年京都府告示第47号	八幡市美濃山古寺79の1の一部、79の2の一部、80の1の一部及び80の6の一部並びに美濃山細谷26の2の一部、27の2の一部及び84の一部（次の図に示す部分に限る。）	ふっ素及びその化合物	土壤汚染の除去

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。）



京都府告示第448号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和 8 年 9 月 4 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年月日	認定期限
綾部市立病院	綾部市青野町大塚20の1	令 8. 8. 1	令 11. 7. 31

京都府告示第449号

京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府森林整備補助金交付要綱（平成14年京都府告示第643号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別記第1号様式による」を「別に定める」に改める。

第6条第1項中「(特定スギ人工林)」を削り、「(以下)」を「(林相転換特別対策として行われる伐採除去のうち、林野火災対策タイプの実施に必要なものを除く。)(以下)」に、「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 補助金の交付を受けた者は、森林経営管理法第51条第1項に規定する権利集積配分一括計画（以下「一括計画」という。）に基づいて補助事業を実施した場合において、同法第52条第2項の規定により適用される同法第40条第1項及び第2項各号の規定により当該一括計画が取り消されたとき又は同法第52条第1項の規定による公告があった一括計画に定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者（同法第43条第3項第2号に掲げる適合事業者をいう。）が当該一括計画に基づく施業ができないと認められた者であるときは、当該一括計画が取り消された日又は当該一括計画に基づく施業ができないと認められた日から起算して過去5年以内に当該一括計画に基づき実施された当該補助事業に係る補助金額に相当する額（当該補助事業に一括計画に基づいて実施する補助事業以外の補助事業に係る査定が適用される場合は、当該補助金額に相当する額とその査定を適用して算出される補助金額との差額）を返還しなければならない。

別表森林環境保全整備事業の項中「第36条第2項」の右に「又は第44条第2項」を加え、

林 相 転 換 特 別 対 策 （ 特 定 ス ギ 人 工 林 ）	一貫作業	標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木等の伐倒、搬出集積、地ごしらえ及び植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行し、又は連続して行うものに要する経費
	人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地ごしらえ、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種並びに低質林等における前生樹の伐倒及び除去に要する経費
	下刈り	植栽により更新した2齢級以下（植栽により複層林となる場合等）にあつては、下層木が5

			齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した 8 齢級以下（複層林にあつては、下層木が 8 齢級以下）の林分で行う雑草木の除去に要する経費
		更新伐	育成複層林の造成及び育成（面的複層林施業の対象森林における適正な密度管理を含む。）、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として、18 齢級以下又は標準伐期齢に 2 を乗じて得た林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は、10 齢級以上の林分に限る。）で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木、あばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木に係るものを含む。）及び巻枯らしに要する経費
附 帯 施 設 等 整 備	鳥 獣 害 防 止 施 設 等 整 備	施設等整備	健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備に要する経費
		施設改良	既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良に要する経費
	林内作業場及び林内灌水施設整備		森林造成・整備に附帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内灌水施設の整備に要する経費
	林床保全整備		造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕耘、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等に要する経費
	森林作業道整備		森林作業道の開設、改良及び復旧に要する経費

を

林 相 転 換 特 別 対 策	花 粉 発 生 源 対 策 タ イ プ	一貫作業	標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木等の伐倒、搬出集積、地ごしらえ及び植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行し、又は連続して行うものに要する経費
		人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地ごしらえ、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種並びに低質林等における前生樹の伐倒及び除去に要する経費
		樹下植栽等	次に掲げる樹下植栽等に要する経費 (1) 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が 3 齢級以上の林分（面的複層林施業の対象森林にあつては、上層木が 10 齢級以上の人工林）において行う地ごしらえ、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去 (2) 天然更新による森林の育成を目的として行う地ごしらえ、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは、大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去
		下刈り	植栽により更新した 2 齢級以下（植栽により複層林となる場合等にあつては、下層木が 5 齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した 8 齢級以下（複層林にあつては、下層木が 8 齢級以下）の林分で行う雑草木の除去に要する経費
		更新伐	育成複層林の造成及び育成（面的複層林施業の対象森林における適正な密度管理を含む。）、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として、18 齢級以下又は標準伐期齢に 2 を乗じて得た林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は、10 齢級以上の林分に限る。）で行う不用木（侵入竹を含

附 帯 施 設 等 整 備	鳥 獣 害 防 止 施 設 等 整 備	施設等整備	健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備に要する経費
		施設改良	既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良に要する経費
	林内作業場及び林内 ^{かん} 灌水施設整備		森林造成・整備に附帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内 ^{かん} 灌水施設の整備に要する経費
	林床保全整備		造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕耘 ^{うん} 、植栽 ^は 、播種 ^は 、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等に要する経費
	森林作業道整備		森林作業道の開設、改良及び復旧に要する経費
	森林作業道整備		森林作業道の開設、改良及び復旧に要する経費
林 野 火 災 対 策 タ イ プ	人工造林		優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地ごしらえ、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種 ^は 並びに低質林等における前生樹の伐倒及び除去に要する経費
	樹下植栽等		次に掲げる樹下植栽等に要する経費 (1) 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が3 齢級以上の林分（面的複層林施業の対象森林にあっては、上層木が10 齢級以上の人工林）において行う地ごしらえ、樹下への苗木の植栽又は播種 ^は 、不良木 ^{とう} の淘汰、植栽・播種 ^は に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽 ^{ほう} の除去 (2) 天然更新による森林の育成を目的として行う地ごしらえ、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少な

に改める。

			い場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは、大苗の植栽）又はは播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去
		下刈り	植栽により更新した 2 齢級以下（植栽により複層林となる場合等にあつては、下層木が 5 齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した 8 齢級以下（複層林にあつては、下層木が 8 齢級以下）の林分で行う雑草木の除去に要する経費
		雪起こし	植栽により更新した 5 齢級以下の林分又はその他の方法により更新した 8 齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こしに要する経費
		倒木起こし	植栽により更新した 5 齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こし（雪起こしを除く。）に要する経費
		枝打ち	18 齢級以下の林分において、更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去に要する経費
		除伐	下刈りが終了した 3 齢級の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰に要する経費
		保育間伐	適正な密度管理を目的として、次に掲げる林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積（被害木に係るものを含む。）に要する経費 (1) 12 齢級以下の林分 (2) 伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18 センチメートル未満の林分（(1) の林分を除く。）
		防火林帯整備	防火林帯の整備を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積に要する経費
附 帯 施 設 等 整 備	鳥 獣 害 防 止 施 設 等	施設等整備	健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備に要する経費
		施設改良	既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限

整備		る。)の改良に要する経費
	林内作業場及び林内 ^{かん} 灌水施設整備	森林造成・整備に附帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内 ^{かん} 灌水施設の整備に要する経費
	林床保全整備	造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕耘 ^{うん} 、植栽 ^は 、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等に要する経費
	荒廃竹林整備	周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備に要する経費
森林作業道整備		森林作業道の開設、改良及び復旧に要する経費

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を削る。

附 則

この告示は、令和 8 年 9 月 4 日から施行し、この告示による改正後の京都府森林整備補助金交付要綱の規定は、令和 8 年度分の補助金から適用する。



京都府告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 8 年 9 月 4 日から令和 8 年 9 月18日まで縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 4 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類
- 府道
- 2 路 線 名
- 金河内地頭線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
舞鶴市字桑飼上小字イモジ谷2041の1地先から	前	最小 7.3 ^m 最大 27.3	56.2 ^m
	後	最小 23.0 最大 27.3	
舞鶴市字桑飼上小字イモジ谷2040の1まで			

4 縦 覧 場 所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第 8 条第 1 項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 4 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
関西文化学術研究都市センター株式会社
奈良市右京一丁目 2 番地
代表取締役社長 大森 直樹
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サントウンプラザこすもす館
木津川市相楽台一丁目 1 番の 1 ほか
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地の 1 代表取締役 井出 武美 ほか55業者	イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地の 1 代表取締役 古澤 康之 ほか53業者	令 3. 8. 24 ほか	小売業を行う者の名称、住所及び代表者の変更並びに出退店のため

2 届出年月日

令和 8 年 8 月17日

3 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和 8 年 9 月 4 日から令和 9 年 1 月 4 日まで

5 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



令和 8 年 3 月 3 日付け京都府公報第693号で公告した令和 8 年の二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について、次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 4 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

ページ	欄	行	変更前	変更後
108	右	下から13	龍谷大学（深草学舎） （京都市伏見区深草塚本町67）	大谷大学（京都／本部キャンパス） （京都市北区小山上総町）

公 安 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

令和 8 年 9 月 4 日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
情報管理システム用データレス端末装置等の賃貸借 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間
令和 9 年 3 月 1 日から令和14年 2 月29日まで
- (4) 納入場所
京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入敷之内町85番地 3
京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2258
- (2) 仕様書の交付場所
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入敷之内町85番地 3
京都府警察本部総務部情報管理課
電話075-451-9111 内線2416

(3) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和 8 年 9 月 4 日（金）から令和 8 年 9 月30日（水）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（https://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）に、入札説明書は(1)の組織に、仕様書は(2)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和8年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」
- (3) 1の(1)の業務を賃貸借期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間等
 - ア 提出期間
2の(3)のアに同じ。
 - イ 提出場所
2の(1)に同じ。
 - ウ 提出方法
 - (ア) 持参により提出する場合
提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
 - (イ) 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (2) 確認通知
入札参加資格の確認結果は、別途通知する。
- (3) その他
 - ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。
 - イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。
 - (ア) 資格審査申請書の提出期間
令和8年9月4日（金）から令和8年9月15日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

- (イ) 資格に関する文書入手するための手段
原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。
- (ウ) 提出場所及び問合せ先
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

- ア 日時
令和8年10月16日（金）午前10時30分
- イ 場所
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部本館入札室
- ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
 - (ア) 受領期限
令和8年10月15日（木）
 - (イ) 提出先
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部総務部会計課長
 - (ウ) その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は総価額（税抜月額単価に60箇月を乗じた金額）とし、納入場所渡しに要する輸送費、保守費用、撤去費用等一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否
要する。

6 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第147条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

9 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be leased
Lease of Data-less Terminal Devices for the Information Management System, 1 set

(2) The time, date and place for tender
10:30 a.m., Fri., October 16th, 2026
Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(3) Due date for tender from submission by mail
Thu., October 15th, 2026

(4) The time, date and place for the opening of tender
10:30 a.m., Fri., October 16th, 2026
Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural

Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(5) Division in charge

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2258

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第117号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年9月4日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

40,858人

京都府選挙管理委員会告示第118号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和8年9月4日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

355,360人

京都府選挙管理委員会告示第119号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 4 日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

北	区	29,559人
上 京	区	20,572人
左 京	区	40,267人
中 京	区	29,489人
東 山	区	9,003人
山 科	区	35,590人
下 京	区	21,530人
南	区	27,365人
右 京	区	53,047人
西 京	区	39,519人
伏 見	区	72,800人
福 知 山	市	20,310人
舞 鶴	市	20,737人
綾 部	市	8,570人
宇治市及び久世郡		53,905人
宮津市及び与謝郡		10,475人
亀 岡	市	23,854人
城 陽	市	20,681人
向 日	市	15,475人
長岡京市及び乙訓郡		27,125人
八 幡	市	18,764人
京田辺市及び綴喜郡		23,537人
京 丹 後	市	13,945人
南丹市及び船井郡		11,742人
木津川市及び相楽郡		33,103人

監 査 委 員

8 年監査公表第 8 号

から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 5 項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 4 日

京都府監査委員 能 勢 昌 博
同 藤 山 裕紀子
同 森 敏 行
同 岡 本 吉 弘

住民監査請求に係る監査結果

第 1 監査の請求

1 請求書の提出

請求人 から令和 8 年 4 月 9 日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第 1 項の規定による請求があり、同年 6 月 30日に補正の書面の提出があった。

2 請求人

住所

氏名

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書及び補正書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

京都府農林水産技術センターにおいて、国費により取得された氷蔵庫の廃棄処分に関し、売却可能性が認められるにもかかわらず廃棄を行い、その結果、不要な廃棄費用を支出するとともに、売却による収入機会を逸失させた行為は、地方自治法第242条第 1 項にいう違法又は不当な公金の支出及び財産管理に該当する。

よって、監査委員において本件について監査を実施し、違法又は不当な支出の是正及び関係職員に対する必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

① 請求人は、京都府農林水産技術センター農林センター森林技術センターに勤務する職員（研究員）である。

② 栗に寄生する害虫は、臭化メチルによる燻蒸処理によって駆除されていたが、臭化メチルがオゾン層を破壊することが発覚したため、請求人は、平成12年頃、氷蔵庫を使って駆除する氷蔵処理技術を開発した（資料 1）。

③ 請求人は、燻蒸処理の代替技術の確立を目指した共同研究に参加した（資料 2）。平成26年、氷蔵処理技術の確立を目的として、京都府農林水産技術センターは、国費により氷蔵庫を購入し、京都府所有の設備として南丹市の道の駅（ふらっと美山）に設置した（資料 3）。

④ 平成30年頃、設置先より施設の手狭化を理由に撤去の要請があった。

⑤ 国（農林水産技術会議）とも相談した結果、国の担当者は「売却可能な場合には売却し、売却益は国庫に納入する必要がある」と説明した。この説明内容は請求人から関係職員に共有されただけでなく、国の担当者からも直接説明がなされていた（資料 4）。

⑥ しかし、京都府農林水産技術センターにおいては、売却の検討を十分に行うことなく、令和 8 年 3 月13日、「氷蔵庫の撤去・廃棄を決定した」とのメールが請求人に届いた（資料 5）。請求人は、「年度内に廃棄する」とのことなの

で、10日以上余裕があると考えていた。

- ⑦ ところが、京都府農林水産技術センター職員は、同月17日、氷蔵庫の撤去を実施したことをメールで請求人に通知した（資料6）。請求人は、3月10日～11日は東京都に、3月16日～18日は茨城県に出張しており（資料7）、十分な検討機会が確保されていなかった。
- ⑧ 氷蔵庫を製造・販売するメーカー（小林製袋）の担当者に電話で「氷蔵庫の廃棄を事前に知っていたのか」と問うたところ「聞いていない。まだ使える氷蔵庫が廃棄された例はなく、驚いた。これまで、何度も中古品を販売してきたが、購入者が移設費を支払ってきた。売却すれば、撤去・解体費用は発生しない」と述べた（資料8）。氷蔵庫は、中古品でも長く使えることから、栗栽培者等から「中古品を購入したい」との要望は多い。当該氷蔵庫は製造から十数年しか経過しておらず、過去の中古取引実績から、一定額での売却が見込まれる状況にあった（資料3）。
- ⑨ 京都府農林水産技術センター職員は、こうした事情を知りながら、売却を模索せず、廃棄したことにより、本来得られたはずの売却益が失われた。
- ⑩ 廃棄に際しては撤去・解体費用（10万円以上と見込まれる）が支出されたはずであり、本来不要であった支出を京都府に負担させたことになる。
- ⑪ 請求人は、京都府農林水産技術センター職員らに「撤去・解体費用はいくらだったのか」等を問うたが、回答してもらえなかった（資料9）。
- ⑫ そこで、道の駅の関係者に問うたところ「が撤去した」との証言を得たので、その業者に電話したが、なにも教えてもらえなかった。
- ⑬ 小林製袋の担当者は「我々専門業者でないと移設は難しい。解体処理も、不凍液の無毒化が必要なので、専門業者でないと難しい」と述べたため（資料8）、に「どのように解体したのか」と問うために、再び、電話したが、担当者が不在であった。
- ⑭ すると、農林水産技術センター長から「処理業者に電話するな」との電話が入った。また、センター長から「外部業者等への連絡は行わないように指示する。指示に反する行為が認められた場合、サービス管理上の対応を検討する」との内容のメールが届いた（資料10）。これによって請求人は、事実関係の把握に必要な関係者への問合せが制限された。
- ⑮ なお、国の担当者は、本件氷蔵庫の廃棄について「事前に聞かされていない。ルール違反なので、私からも京都府農林センターに問い合わせる」と述べた（資料4）。

- ⑯ 本件に関連して、令和7年7月13日、請求人を排除して、請求人の上司ら3名が、関係者と検討会を開催した。検討会に参加した友人が「違和感を感じたので会話を記録した」と言って会議記録（資料11）を請求人に渡してくれた。その会話記録において、当該氷蔵庫について「所有権は国にあり、使用権は京都府にある」「研究設備の私的利用や転用は禁止されている」「公的な場所での設置・運用に限定される」などの認識が関係者間で共有されていた。また、検討会において、「廃棄（撤去）はリスク回避の最終手段」とされていたにもかかわらず、売却可能性の検討が十分に行われなまま廃棄が選択された。

これらの事実は、関係職員において当該設備が公的財産であり適正な手続及び合理的判断が必要であることを認識していたにもかかわらず、それに反する処分が行われた可能性を示すものである。

<違法性及び不当性>

1 違法性

国費により取得された財産の処分については、国との関係において一定の手続が求められるところ、本件においては、所管省庁の担当者が当該廃棄を把握していなかったと述べている。この点は、処分手続に関する報告又は調整が適切に行われていなかった可能性を示すものであり、手続の適法性に重大な疑義を生じさせる。

また、会議記録においても公的財産としての性質及び許認可手続の必要性が明確に認識されていたことから、当該手続が実施されていない場合には、手続違反の認識がありながらこれを行わなかった可能性がある。

2 不当性

本件では、売却という合理的手段が存在し、かつ、売却可能性が相当程度認められるにもかかわらず、これを十分に検討しないまま廃棄が選択されている。その結果、撤去・解体等の費用（少なくとも10万円以上と見込まれる）が京都府の公金から支出された可能性がある。また、売却による収入機会が失われたことが認められる。加えて、関係者間で当該設備の法的性質及び運用制約が認識されていたにもかかわらず、売却可能性の検討を十分に行わず廃棄に至った点は、意思決定の合理性を一層欠くものと評価される。

上記の主張を証する書面として、次に掲げる書面の提出があった。

資料1：請求人が氷蔵処理を開発した事実に関する資料

資料2：国費の共同研究により氷蔵庫を設置した事実に関する資料

資料3：当該氷蔵庫の設置状況写真
 資料4：国の担当者の証言記録
 資料5：撤去及び廃棄を決定したとの通知メール
 補正後：撤去及び廃棄を決定した起案の写し
 資料6：撤去が完了したことを通知したメール
 補正後：撤去業者選定から撤去完了までの書類一式の写し
 資料7：撤去された時期に、請求人が出張していた事実に関する資料
 資料8：氷蔵庫メーカー担当者の証言記録
 資料9：請求人の質問への回答拒否メール
 資料10：請求人の調査禁止命令メール
 資料11：本件に関する会議記録（概要）
 補正後：その他本件に係る備忘録やメール一式

(2) 請求人の措置請求事項

- 1 本件廃棄処分に関する事実関係の調査（意思決定過程の検証を含む。）
- 2 廃棄に伴う公金支出の有無及び適法性・妥当性の判断
- 3 財産管理の適正性に関する検証
- 4 関係職員の責任の明確化
- 5 必要に応じた損害回復措置の検討
- 6 再発防止措置の実施

第2 請求の受理

本件請求については、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨から、本件の監査対象事項を「氷蔵庫を廃棄処分とした経緯と手続及び廃棄処分費用の支出が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出又は財産の処分に該当するかどうか」とした。

2 監査対象部局

農林水産部

第4 請求人の証拠の提出及び陳述

- 1 請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和8年7月7日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。また、同条第8項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認めたところ、関係執行機関の職員5名が立ち会った。

- 2 当日は、請求人が出席し、おおむね以下の陳述を行った。

なお、請求人から次のとおり新たな資料の提出があった。

追加資料12：公益社団法人京のふるさと産品協会の概要

追加資料13：公益社団法人京のふるさと産品協会への京都府からの会費及び補助金の額（平成26年度以降）

追加資料14：京のブランド産品とは

追加資料15：農林水産技術センター長から森林技術センター所長宛てメール

追加資料16：勤務状況等記録表（個表）の写し
 追加資料17：オカラを主原料とする低漁粉飼料の開発

追加資料18：美山ふるさと株式会社代表取締役から請求人宛てメール

追加資料19：令和7年7月13日南丹市美山町大野で行われた協議会の会話記録をYouTubeにアップした際に付した説明文

追加資料20：小林製袋産業株式会社から請求人宛てメール及び添付資料

<請求人の陳述>

本件で最も重要な問題。これは、農林水産省が継続使用承認していた国の財産について、京都府が事前承認を得ないまま廃棄したこと。京都府自身が、この手続が誤りであったと認めていることが公開文書で分かった。京都府は、「手続上のミスはあったが、廃棄した判断そのものは妥当であった」と釈明をしているが納得できない。なぜなら、売却や無償貸与の可能性が十分あったのに、それを検討されていない。検討したと言うがどこにも証拠が出ていない。それから、移設候補が存在していて、私は一生懸命説得していた段階だった。その移設する先の漁業組合に渡すために作った資料、私がどのレベルで研究をやっているか分かってもらえると思う。今、農山村で一番困っていることは獣害。これは当たり前で、休耕田が無茶苦茶に増えているのに、休耕田は管理しろと農家に言って草刈りをさせている。シカは草刈りした高さの草は食べられる。シカ牧場を作っているみたいなもの。だから田んぼをちょっと掘って水を溜めて、今流行りの養殖をしたらいい。世界中から農薬を買って、肥料を買って、食料を買って、捨てて、捨てて、自分の人糞も使わず。富栄養化している。だから料理屋さんに、あなたのところで出る魚のアラを使えませんか。料理人は賛同してくれる。

おからが食べられるのに産業廃棄物なんです。それを利用して、養殖をしようと思ったのは氷蔵庫があるから。近畿大学も、魚の餌にしようとしたが、すぐ腐る。氷蔵庫があったらできると。栗を冷やすために発明したが、色々なことに使えるということで、近畿大学にも提案している。それを、道の駅に置いたのだから、近くの漁業組合に置くのが一番いいだろうと。画期的なことに使える。これを、京都府農林水産部に、正式に研究として申請したが、プレゼンもさせてもらえなかった。農山村のことをひとつも考えていない。

それで、まずこの公開文書では、京都府がひどい間違いをしたと認めているが、一番大きいのは、農林水産省はメールで京都府に対して売却、無償貸与、廃棄という選択肢をちゃんと示している。それは、本件に関わった職員は知っていたことになり、廃棄しか選択肢がなかったとは言えない。使える物

は売却。無償貸与。これが基本。故障などで使えない場合は廃棄が基本。従って、京都府は売却や無償貸与を検討しなければならないのに、十分検討しないまま、使える物を廃棄し、結果、21万7,800円の府費が支出され、京都府に損害を与えた。しかもやり方が非常に汚く、令和 8 年 3 月13日に私に対して、氷蔵庫は年度内に廃棄すると。私は出張中だったので、「ちょっと待ってくれ」と言おうと思ったが、出張から帰ってきたら、もう撤去したと。何でこんなに慌ててやったのか。国も驚いて、「重大なルール違反なので私からも尋ねる」と言った。

私は20年ぐらい前、氷蔵処理を発明した。それは非常に既得権益を壊す発明なので、なかなか普及しなかった。国庫の補助研究によって、氷蔵庫が2台買えることになったので、1台は職場、1台は道の駅に置いた。今回問題なのは道の駅の1台。実証実験なので、冷やした栗を売らないといけないが、それが結構難しく、自分も家で氷蔵庫を1台置いてそれをやった。そして苦労して氷蔵処理の栗の販売に成功した。すると多くの方が真似をしてくれて、京都府の丹波栗の会もできた。京都府でも、氷蔵庫が10台以上導入された。

氷蔵処理を全国的に普及し、主産地ではもう脱燻蒸を達成している。燻蒸をしているところはない。臭化メチルというサリンと同じようなもので虫を燻蒸している。臭化メチルは、人体には一応安全だということになっているが、オゾン層を破壊することが判明した。フロンガスがオゾン層を破壊することは御存知だと思うが、その40倍も破壊する。昭和60年に臭化メチルがだめなものだと分かって、先進国では平成17年までは使うがそれ以降は使わないということが決まった。なので、平成7年あたりから私は真剣にやった。二酸化炭素をやるとか、温度を当てるとか、電気で作ると色々工夫した。で、氷蔵処理を発明した。

氷蔵庫を潰すことに躍起になって、国もびっくりのルール違反をしてまでやったと思う。まず、国には詳細に弁明するという、この一番最後のページ、「本報告において処分に至った経緯、判断基準、物品管理上の整理について改めて詳細に報告します」と書いてあるので、報告されていると思うが、これが公開されていない。

氷蔵庫が1円になっているが、1円なんて、こんなものを出すこと自体が不謹慎だ。大きな冷蔵庫で、10年20年使ったものでも100万円以上で売れるものはいくらでもある。氷蔵庫は、ちなみに10年使ったものでも2、3百万円では売れた。廃棄処分したものは、300万円ぐらいでは売れたはずなので、国にも大きな損を与えた。売って国庫補助に充てる。民間には売ったらだめと勝手なことを言うが、民間に売れる方法もある。

使っている氷蔵庫が邪魔になったので年度末にどけてくださいという文書を、美山ふるさと株式会社

が出している。これを基に、京都府は国に弁明をしている。突然、慌てて処分しないといけない事情が起こったので処分した、廃棄した、報告が遅れたと。

美山ふるさと株式会社は、「前からずっとどけてくれと言っていた」「京都府からこういう雛形で書いてくれと頼まれたから。どけてもらうのにこれが必要だから書いただけのことです」と。つまりこれは、自作自演だ。自分で相手にこの文書を出してくれ、つまり、年度末にどけてくれという文書を出して、それを基に、期限が足りないからこんなことになってしまったという、そんなことが許されるのか。こんなに違法なことをやっているから当然処分も違法で、業者に見てもらったら、冷蔵庫でも廃プラスチックにならないと。氷蔵庫って、中に不凍液が150リットルも入っているが、不凍液をどうしたかはないと。フロンガスについては色々書かれているけど。中に入っている150リットルの不凍液は、環境に漏れたら結構大変なので、プロピレングリコール水溶液ですけど。誰がいつどう処分して、どういう形になったか、契約書には、途中で違うものに載せたらだめとか、転売したらだめとか書いていますが。業者は当然、リサイクル業者ですから冷却装置だけでも10万ぐらいでは、普通に売れる装置ですから、売っているでしょう。監査委員には、「写真見せろ」って府の担当者に言って欲しい。出てくる訳がない。違法なやり方で廃棄しているんだから。

もう大体分かってもらったと思うけど。どのレベルで起こっているか、もうちょっと時間があったらちゃんとした説明になったかと思う。

第5 関係執行機関の陳述

- 1 関係執行機関の職員に対して陳述の聴取を行うとともに、法第242条第8項の規定により、請求人の立会いを認めたところ、請求人が陳述に立ち会った。
- 2 関係機関の職員2名が出席し、前農林水産技術センター長が請求の要旨に対しおおむね次の趣旨の陳述を行った。
- 3 当該陳述後、関係執行機関への調査を実施し、その要旨も含めて下記の陳述等に記載する。

＜関係執行機関の陳述等＞

請求人は本件氷蔵庫について売却可能であったにもかかわらず廃棄したことで、京都府に損害が生じたと主張しているが、本件は単純な「売却か廃棄か」という選択の問題ではなく、国の研究委託事業により取得した公有財産について、設置先から撤去要請を受け、行政としてどのような措置を講じることが適切であったのか、という点にある。

行政財産の管理においては、「結果として最も高く売れた方法」を選択するのではなく、府民から見て、公正な手続であること、特定の個人や団体に利益を与えたとの疑念を招かないこと、説明を求められた際に合理的な説明ができることが必要である。

本件では、設置先である「ふらっと美山」からの撤去要請を受け、移設、廃棄、売却といった複数の

選択肢について検討しなければならなかった。また、本件設備は、国の研究委託事業により取得され、その管理や処分について慎重な判断が必要であった。さらに、設備の管理状況や利用状況について様々な課題が存在しており、公有財産管理上の適正な取扱いが必要であった。

そのため単なる廃棄処分ではなく、長年にわたり十分整理されてこなかった財産管理上の課題を是正する過程の中で行われた判断でもある。

本件氷蔵庫は、平成26年度、国の研究委託事業により取得され、京都府が管理すべき研究設備であり、栗の氷蔵処理技術の研究や、現地実証等をするために導入され、研究成果を地域へ還元することも目的の一つであったため、地域住民や生産者による利用が可能であり、かつ、研究協力が期待できる施設として、ふらっと美山に設置されることになった。当時この設備は、京都府として、栗の品質向上や出荷調整技術の実証、さらには地域農業への普及を図るための研究設備として位置付けていた。

氷蔵庫について、担当者として関与していた請求人から利用状況や管理状況について組織への報告は行われておらず、所属は実態を把握していなかった。

さらに、請求人は後になって、ふらっと美山から氷蔵庫の撤去を求められていることについて、以前から認識していた旨の発言をしているが、当センターは、令和6年4月にふらっと美山からの正式な撤去要請を受けるまで、請求人からそのような報告は受けていなかったため、撤去要請を受けて初めて、本件氷蔵庫の利用実態や管理状況について確認を行うこととなった。

本来、誰が、どのような目的で利用し、どのような成果が得られたのか、今後も継続保有する必要があるのか、そういった事項を組織として説明できなければならぬ。しかし、本件設備については、そのような事項を客観的に確認できる資料が整理されていなかった。その結果、氷蔵庫については、継続利用の可否も含め、今後の取扱いを改めて検討する必要があると判断した。

ふらっと美山は施設運営上の事情から、新たな冷蔵設備を導入する必要性が生じており、撤去要請を受けた時点ではまだ廃棄を決定していなかった。むしろ、当センターとしては、可能であれば継続したいとの考えを持っていた。そのため、現在使用している団体との協議を行い、新たな設置先を模索し、現実的な運営方法について検討を重ねた。

具体的には、令和6年度には、南丹市美山町の宮島振興会が所在する施設の一角を候補地として、また、令和7年度には、同じく南丹市美山町の大野振興会について、候補地として検討を行った。

しかし、実際に設備を継続利用するためには、どのような内容の研究を行うのか、誰が管理するのか、維持管理費用を誰が負担するのか、将来にわたり責任を持って運営できるのか、という現実的な課

題を整理しなければならなかった。また、本件氷蔵庫は、大型設備であり、特殊な構造を有しているため、移設にも費用が必要となり、設置後も一定の維持管理が必要となる。そうした観点から検討を進めた結果、継続利用に必要な条件を整えることができなかった。

そして、その次の段階で大きな問題となったのは、公有財産処分における公平性及び透明性の確保であった。

氷蔵庫は京都府の公有財産であり、その取扱いについて必要なのは、所属への報告と組織としての検討である。そのため当センターは、氷蔵庫の処分について、公有財産処分の公平性、透明性及び説明責任の観点から、慎重な検討を行う必要があると判断し、その検討を進める中で明らかになったのが、売却という選択肢を採用するための前提条件そのものが整っていなかったという事実である。

次に、当センターは氷蔵庫の取扱いについて、農林水産省農林水産技術会議事務局に相談を行い、継続利用、売却及び廃棄を含めた複数の選択肢について確認を行った。令和7年7月15日付の回答では、本件のような研究委託事業により取得した財産について、類似の研究への使用、廃棄、売却という、処分方法が示された。継続利用の可能性を検討し、売却可能性も含めて、国へ相談していたのである。

また、当センターは、売却という手法について、売却の現実的な実施可能性を確認するため、研究機関における売却事例はあるのか、どのような方法で売却しているのか、売却先への制限があるのか、職員による購入は禁止されているのか、転売は可能なのか、といった具体的な事項について、照会を行った。

その結果、国からは、研究機関での売却事例について情報は持っていない、売却先に関する特段の制限も設けていない、物品所有機関の規定に基づき適切に処理して欲しい、との回答があった。この回答は、売却を禁止するものではないが、国が売却を優先すべき処分法として位置付けている、ということを示すものでもない。

行政としては公有財産を売却するに当たり、過去の事例、売却価格の妥当性、手続の公平性、売却先選定の透明性などを総合的に検討しなければならない。ところが本件では、国自身も具体的な売却事例を把握していなかった。さらに、当センターでは、内部においても、廃棄することが適切なのか、環境負荷の観点から、売却や再利用をできないかという考え方もあり、そのことも含めて相談をしていた。

以上のことから、継続利用の検討を行い、国とも協議し、売却の可能性についても確認した上で、最終的に公有財産管理上、最も適切な方法を選択したと考えている。

本件は決して廃棄ありきで進められた事案ではない。私どもが懸念したのは、行政が管理する公有財

産について、個人の判断や個人的な活動が先行し、組織としての管理や説明との境界線が不明確になることである。したがって、その処分や活用については、個人の考えではなく、法令手続、組織としての説明責任に基づいて判断されなければならない。その判断は、公有財産管理を担う行政機関として、合理的かつ説明可能なものであり、違法又は不当な財産管理には該当しないものと考えている。

第6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

措置請求事項のうち、4及び6については、監査請求の対象とならないため却下し、その余の請求については理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

本件監査は、監査対象事項に関し、関係書類等を調査するとともに、関係執行機関からの説明の聴取等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

(1) 京都府農林水産技術センター（以下「農林水産技術センター」という。）は栗に寄生する害虫を氷蔵処理により駆除する技術を確立するため、国から研究委託事業費を受け、平成25年度から平成27年度までの3年間「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（クリのくん蒸処理から脱却するクリシギゾウムシ防除技術の開発）」の共同研究に参加した。

(2) クリシギゾウムシ防除関連研究のため、上記研究委託事業費で平成26年10月に氷蔵庫を2台取得し、1台は京都府農林水産技術センター農林センター森林技術センター（以下「森林技術センター」という。）に設置した。もう1台は、森林技術センターの近接地で、栗及び生鮮食品を流通させており、設置用地を無償で借り受けることができる、ふらっと美山に設置した。なお、設置に当たっては、ふらっと美山と無償貸借契約を締結した。

氷蔵庫については上記研究委託事業終了後の平成28年度から令和7年度までの間、氷蔵処理によるクリシギゾウムシ防除技術の普及とともに、氷蔵庫の効果的な活用方法や、氷蔵庫の利点（出荷調整ができることや、糖度が上昇すること等）を活用した有利販売の実証と併せて、栗の凍害対策及びジョイント栽培技術の確立のため、実生への接ぎ木技術開発を行うことを目的とし、国からの継続使用承認を受け、使用を継続していた。

(3) 令和6年4月にふらっと美山から、新たな冷蔵設備を導入するためのスペース確保のため、氷蔵庫の撤去要請があった。

国の研究委託事業実施マニュアルによると、研究委託事業で取得した備品については、委託事業又は継続使用終了後、国に報告する必要があるが、財産処分の取扱いについては、詳細な記載が

ないため国に相談した結果、類似の研究への使用、廃棄、売却が示された。

(4) 当時本件氷蔵庫を使用していた団体との協議を行い、研究の継続を前提とした移設場所として、令和6年には南丹市美山町の宮島振興会、令和7年には同じく南丹市美山町の大野振興会と協議を行ったが、いずれも条件が整わず、移設は断念された。

(5) 農林水産技術センターから国に対し、国費により取得された物品の売却事例の有無、売却方法、売却先の制限の有無、職員による売却の可否、転売の可否について確認したが、売却の先例事例の情報はなく、また、売却先に関する特段の制約もないため、物品所有機関である京都府の規定を遵守の上、適切に処理するようにとの回答を得た。

農林水産技術センターの「国委託事業により取得した財産（氷蔵庫）の取扱いに関する方針について」の起案の売却検討理由によると、①国公有財産の売却処分は、国民から徴収された税金が原資となっているため、その使途の透明性と適正性が強く求められる。つまり、その運用には様々な制約があり、特に個人等への譲渡等は不可である。仮に、有償譲渡したときは、相手方に干渉とすることが必要。②官公庁オークション等も、便宜供与、利益相反の懸念が払拭できず不可。となっており、農林水産技術センターは、公有財産処分の公平性、透明性及び説明責任の観点から、「売却という選択肢を採用するための前提条件そのものが整っていない」と判断し、売却は断念された。

(6) 農林水産技術センターはふらっと美山に設置した氷蔵庫について、移設及び売却を断念し、廃棄を選択した。

農林水産技術センターは、廃棄の方針決定後、氷蔵庫を廃棄するため、産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約を令和8年3月13日に締結し、同月27日に履行確認の上、同年4月14日に請負代金を支払った。

委託する場合は、不凍液の処分許可を有する業者と契約する必要があったが、所属の認識不足により産業廃棄物管理票（以下「manifesto」という。）に廃棄物の種類の一部記載漏れがあり、不凍液を処分できる業者に委託していなかった。このことは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第12条第5項に抵触する。

なお、不凍液については、不凍液を処分できる業者により法令基準どおり適正に処理されていたことを確認し、氷蔵庫の廃棄についても委託業者からのmanifestoにより適正に完了した事実を確認した。

(7) 国の研究委託事業費で取得した財産の処分については、国から事前に承認を得ることとなってい

るが、農林水産技術センターは、処分後に国に実績報告書を提出していた。

ただし、同センターから処分方法について事前に国に電話相談を行い、財産の使用状況や処分の検討状況を説明しており、国からの指示の下、処分の経過等を記した顛末書を提出している。

2 判断

上記事実関係を踏まえ、本件監査の判断は、次のとおりである。

- (1) 措置請求事項の 1 については、本件廃棄処分に関する事実関係の調査を求めるものであるが、以下の理由により、これを是正する事由は認められない。

氷蔵庫の取扱いに関する処理方針については、上記で事実関係を確認したとおり、所属として適正な手続ルートを踏んで意思決定したものであり、違法又は不当とは言えない。

なお、国の事前承認を得ず廃棄処分を行っている点は適切に手続が行われたとは言い難いが、国に対して事前相談や状況説明を行い、国からの指示により顛末書を提出している。

- (2) 措置請求事項の 2 については、廃棄に伴う公金支出の適法性・妥当性の判断を求めるものであるが、廃棄の方針決定後に産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約を締結して、契約書に基づき請負代金を支払ったものであり、違法又は妥当性を欠くとは言えない。

ただし、廃掃法に抵触していたことは指摘せざるを得ないが、氷蔵庫及び不凍液の処分が適正に完了したことを確認している。

- (3) 措置請求事項の 3 及び 5 については、(1)及び(2)の理由により、これを是正する事由は認められない。

- (4) 措置請求事項の 4 及び 6 については、住民監査請求の対象が財務会計上の行為に限定されており、法第242条第 1 項に該当しない。

第 7 要望

監査の結果は以上のとおりであるが、農林水産技術センターは、本件氷蔵庫の廃棄処分に関する手続においては、産業廃棄物の排出事業者として、産業廃棄物を適切に処理する責任があり、今回の不凍液の処分に係る不適切な事務処理は、管理者の注意義務を果たしていたとは言い難い。併せて、国の事前承認を得ず廃棄処分したことについても実施マニュアルの確認を怠っていたと言わざるを得ない。

今後は、関係法令の遵守を徹底し、適正な事務処理に努められることを要望する。